

事務連絡  
令和8年6月22日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床数適正化緊急支援事業に係る手続き及びスケジュールについて（情報提供）

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）宛てに送付しておりますので、情報提供いたします。

(別記)

公益社団法人	日本医師会
一般社団法人	日本病院会
公益社団法人	全日本病院協会
一般社団法人	日本医療法人協会
公益社団法人	日本精神科病院協会
公益社団法人	全国自治体病院協議会

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

## 病床数適正化緊急支援事業に係る手続き及びスケジュールについて

平素より、医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

先般、「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業の実施について」（令和 8 年 4 月 8 日医政発 0408 第 4 号）においてお示ししたところですが、件名について以下のとおりご連絡します。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、各医療機関へ周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 医療機関からの申請方法等について

本事業の申請を予定している医療機関は、第 1 回の申請の有無にかかわらず、以下のとおり、申請様式を申請受付期間内に申請方法により提出願います。

- ・ 第 1 回申請受付期間  
令和 8 年 6 月 23 日（火）～令和 8 年 7 月 14 日（火）  
※ 第 2 回申請受付期間については、追って提示する。
- ・ 申請書類  
申請様式、口座振込申出書、都道府県が必要と認める書類  
※ 申請様式及び口座振込申出書  
申請サイトもしくは厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72383.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72383.html))  
からダウンロードし、使用すること。  
※ 都道府県が必要と認める書類  
都道府県が判断を行うため、必要があれば追加して提出を求めることができる。
- ・ 申請方法  
申請サイトにアクセスし、申請書類をアップロードする。なお、「都道府県が必要と認める書類」についてもアップロード可能となっているため、必要に応じて活用願いたい。  
申請サイト：[https://en.surece.co.jp/byoushou\\_sien26/](https://en.surece.co.jp/byoushou_sien26/)（6 月 23 日公開）  
※ 申請サイトのリンク先（アドレス）は、現在申請様式を公開している厚生労働省ホームページにも掲載予定。  
※ 申請サイトへのログイン・アップロードの方法等は、申請サイトに掲載するマニュアルを参照すること。

## 2 都道府県による申請状況の確認方法について

各都道府県内の医療機関からアップロードされた申請書類をダウンロードし、申請内容を確認することができる。

- ・ 申請サイトの更新頻度  
毎営業日10時頃に更新予定（前営業日17時時点の申請書類、更新は1日1回）。
- ・ 受付期間終了後の申請一覧の送付について  
厚生労働省から委託を受けた事業者よりメールで送付予定。

### ※ 6月23日～7月2日の申請書類の確認方法

医療機関から申請書のアップロードがあった都道府県に限り、委託事業者からメールで、毎営業日の10時頃に前営業日の17時までに提出された申請書類を送付する。

## 3 都道府県から厚生労働省への提出について

- ・ 提出期限：令和8年8月24日（月）  
※ 具体的な提出方法は追って提示する。

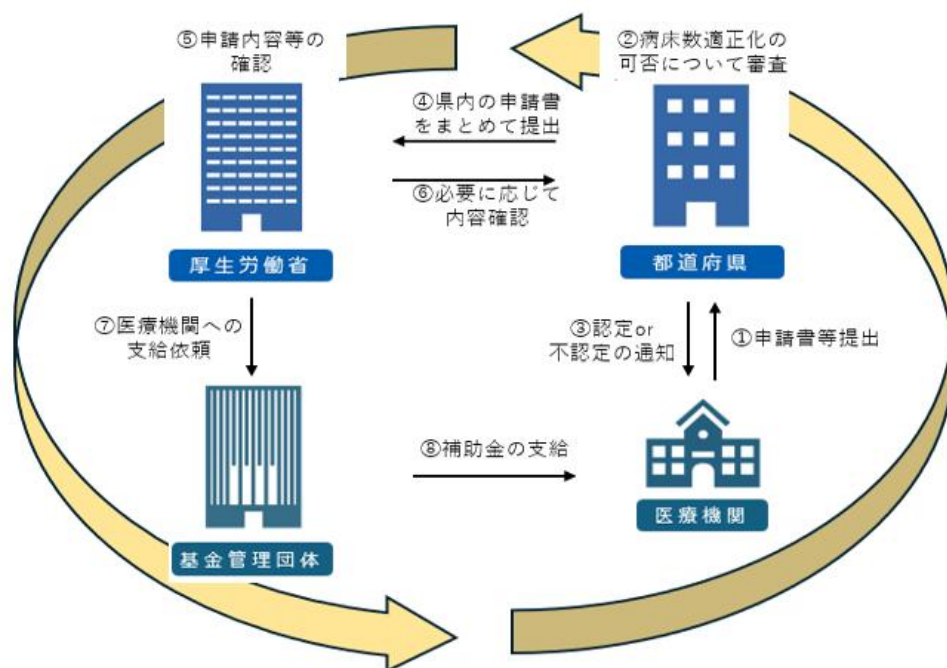
## 4 留意事項

- ・ 厚生労働省へ提出のあった申請書について、厚生労働省においても記載不備等がないか確認を行う予定。
- ・ その過程において、厚生労働省もしくは厚生労働省から委託を受けた事業者より、都道府県宛照会を行うこともあるので、その際は確認に協力願います。
- ・ 申請フローについては、別紙を参照されたい。

### 【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医師確保等地域医療対策室 計画係  
03-5253-1111（内線 2663）  
E-mail [byosyo-tekiseika@mhlw.go.jp](mailto:byosyo-tekiseika@mhlw.go.jp)

(別紙) 申請フロー



	対応主体	内容
①	医療機関→都道府県	申請書等の提出 (申請サイトへのアップロード) ※都道府県は各都道府県内の医療機関からアップロードされた申請書類をダウンロードし、申請内容を確認可能(毎営業日10時頃に、前営業日の17時時点までの申請書類を確認可能)
②	都道府県	申請内容の審査
③	都道府県→医療機関	認定または不認定の通知
④	都道府県→厚生労働省	③を踏まえて都道府県内の申請書をまとめて提出 ※具体的な提出方法は追って提示する。
⑤	厚生労働省	申請内容(審査結果)等の確認
⑥	厚生労働省→都道府県	必要に応じて内容確認
⑦	厚生労働省→基金管理団体(一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会)	医療機関への支給依頼
⑧	基金管理団体(一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会)→医療機関	補助金の支給